

**建物
増築**

あんしん ANSHIN NAVIGATION NAVI ナビ

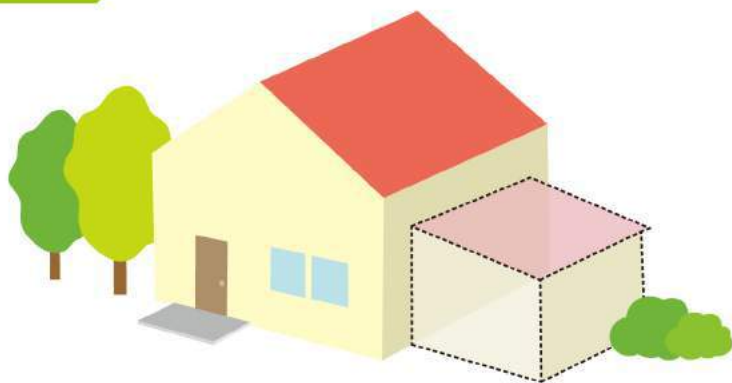
福井県土地家屋調査士会

**家を増築したら
登記が必要です。**



登記は専門家である
土地家屋調査士にご依頼下さい。

家族のための
財産ですから！



①家を増築したのですが、 どのような手続きをすればよいのでしょうか？

建物を増築したときは、登記簿に変更が生じるので、

1ヵ月以内に**建物表題変更登記**を申請しなければなりません。



②建物表題変更登記をしないと どのような問題がありますか？

- 金融機関からの融資を受けられない場合があります。
- 相続登記が円滑にできなくなることがあります。
- 売買などの登記が円滑にできなくなることがあります。など



Q.建物を取壊しても登記は必要？

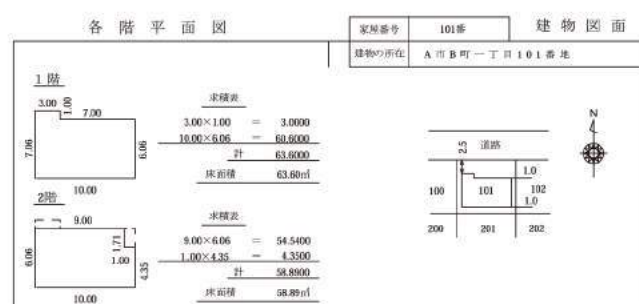
A.建物を一部取壊したときは、1ヵ月以内に建物表題変更登記を申請しなければなりません。また、建物を全部取壊したときは、1ヵ月以内に建物滅失登記を申請しなければなりません。登記をしないと、固定資産税が掛かり続ける可能性があったり、新たに建物を建てるときに弊害となることがあります。

③お任せください、土地家屋調査士に!

- 1.官公署での関係資料の調査
- 2.現地の調査・測量
- 3.不動産登記法および関連法規に従った図面・申請書の作成
- 4.法務局への登記の申請

1から4までを一貫して土地家屋調査士が代理して行います。

これで建物表題変更登記は完了し、
登記簿に変更になった箇所が反映されます。



表題部 (主である建物の表示)		調製	金目	不動産番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
所在国番号	金目				
所在地	A市B町一丁目101番地				
家屋番号	101番				
①種類	②構造	③床面積 ㎡		原因及びその日付 (登記の日付)	
住宅	木造かわらぶき2階建	1階	5.0	6.0	平成23年3月3日新築
		2階	5.8	8.9	
金目	金目	1階	5.3	6.0	④平成26年2月10日増築
		2階	5.8	8.9	(平成26年2月14日)
所有者	A市B町一丁目〇番〇号 山田太郎				

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



④これで、あんしん!

建物をこれから増築しようとお考えの方も、建築前にお気軽にご相談ください。



「土地家屋調査士にご相談されては? 登記を代行してくれますよ!」

担当者の一言だった。

頭を抱えていた私を救ったのは

我が家はリフォームできないのか?

頭がくらくらしてきた。

お金を借りる以前のやっかいな問題に、

このままでは融資が受けられないという。

自宅が登記されていなかったりで、

聞けば、自宅の土地の地目が畑のままだったり、

確認された方がよいですよ!

それに、お隣との境界に杭があるか

「とりあえず、登記を正しくし直してください。

担当者から言われた言葉は意外なものだった。

どんな答えが返ってくるか不安だったが、

銀行へローンの相談に行った。こんなご時世だ。

自宅をリフォームすることになり、

その前に...

リフォームの

「土地家屋調査士劇場」



土地家屋調査士の主な業務



建物を新築したときに
必要となる登記

建物表題登記



相隣接していくつかに分かれている
同じ地目の土地を一つにしたいとき

土地合筆登記



建物を増築したときなどに
必要となる登記

建物表題変更登記



土地を売買や相続、贈与等の
ため数筆に分けたいとき

土地分筆登記



建物を壊した、火災などで
失ったとき必要となる登記

建物滅失登記



土地の境界がわからないとき

土地境界の 調査・測量・復元



土地を別の地目に
変えたとき必要となる登記

土地地目変更登記



官有地(地番の無い里道や水路敷等)の
払下を受けたときなどに必要となる登記

土地表題登記

土地家屋調査士は、土地・建物の登記、
土地の境界に関する専門家です。

国家資格者であり、法令に基づいて適切な業務を承ります。

土地・建物に関するご相談はお気軽にどうぞ!

調ふくい

無料登記相談会

毎月第3水曜日・午後1時～4時

お問い合わせ:

場所: 福井県土地家屋調査士会館

tel.0776-33-2770

さらに、福井県土地家屋調査士会では毎年10月に県下数会場にて会員のボランティアによる無料登記法律相談を実施しています。詳しくは、新聞紙上・市町村広報等でご案内致します。



福井県土地家屋調査士会

tel.0776-33-2770(代) 〒918-8112 福井市下馬2-314

ホームページ

<http://fukuitk.org/>

福井県土地家屋調査士会

検索



土地の境界に関するトラブルなら (福井県土地家屋調査士会内)

境界問題相談センターふくい tel.0776-33-2770